

令和3年1月18日

野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

保育園（所）、こども園、幼稚園等の今後の対応について

1 園（所）で新型コロナウイルス感染症の陽性者を確認した場合の対応について

市では新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画（BCP）を作成しており、保育園（所）、こども園、幼稚園（以下「園（所）」という。）で、陽性者を確認した場合は、当該計画により対応をしています。

当該計画では、園（所）で感染者が確認された場合は、園（所）内の消毒作業や接触者の把握を行い感染が広がっていないか確認をする等の必要があることから2～3日程度の臨時休園（所）措置を行うこととしています。

令和3年1月5日付文部科学省の通知では、「感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください」との通知が出ていますが、現在までの対応実績からすると、園（所）では、①低年齢児はマスクの着用が難しいこと、②クラスを超えた活動が頻繁にありクラスでの線引きができないこと、③感染が広がっていないか確認を行うのに3日程度を要していることから、当該計画は見直さないこととします。

なお、学童保育所については、小、中学校と同じ取扱いをいたします。

2 今回、令和3年1月7日に東京など1都3県（その後追加7府県）に発令された緊急事態宣言と同等の宣言が滋賀県で発令された場合の対応について

令和2年3～5月時の緊急事態宣言時には、保育所（園）、こども園、学童保育所においては、保護者の外出自粛を踏まえて、開園（所）とするが家庭保育を要請し、幼稚園においては、休園としたが預かり保育を鑑み希望保育を実施しました。しかし、今回の緊急事態宣言については、社会活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い飲食を伴うものを中心として対策を講じるものとされているため、緊急事態宣言が発令されても、前回の緊急事態宣言時のように家庭保育の要請や休園は行わず、感染防止対策を講じながら、通常の保育とします。

3 直近における国から発出された通知について

1) 幼稚園

令和3年1月5日付 文部科学省通知 2文科初第1445号

小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

抜粋

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみにもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。

学校内で広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめてください。

2) 保育所、放課後児童クラブ等

令和3年1月7日付 厚生労働省事務連絡

緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）

抜粋

今般の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり、※1 令和2年4月7日から同年5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際に想定していた対応である「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）は適用しないこととなりますので御留意ください。

○保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

※1 令和2年4月緊急事態宣言に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。（別添1 Q&A）

○ まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いするなど、保育の提供を縮小して開所することについて検討をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る休園等の措置のイメージ図

園児・職員が新型コロナウイルスに感染した場合

帰国者・接触者相談センター（県薬務感染症対策課・県保健所）（以下「保健所等」という。）との協議により対応する。

休園措置

期 間：2～3日程度（消毒期間）を設定する。[消毒期間を含め概ね2週間程度（保健所等と協議）]

該 当 者：園児、職員

処 置：①保健所等の指示に従い、園内の消毒を行う。（健康福祉部（教育委員会）でバックアップ）

※こども課から各公立園1～2名程度の職員の支援要請を行い、消毒作業を行う。

※各園からの支援職員については、各園の園児の利用状況を踏まえたなかで調整をする。

②保健所等の判断により、園児の自宅待機等を行う。

③保健所等の判断により、職員の自宅待機等を行う。（特別休暇対応）

④園児・職員のフォローアップ調査（健康確認）を実施する。

長期化の場合（保健所等との協議による）

休園措置の継続

期 間：保健所等と協議のうえ、決定した期間

該 当 者：園児、職員

処 置：①保健所等と協議のうえ、園児・職員の復園等を検討する。

（PCR検査の実施等）

②園児・職員のフォローアップ調査（健康確認）を継続する。

一部開園が可能な場合（保健所等との協議による）

一部開園（クラス等の一部閉鎖）措置

※当該園の職員が出勤可能な場合

期 間：保健所等と協議のうえ、決定した期間

該 当 者：保健所等と協議し、登園可能な園児、職員の復園を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画（BCP）のイメージ図

休園措置後の受入れ体制（休園措置3日超の場合）

帰国者・接触者相談センター（県業務感染症対策課・県保健所）（以下「保健所等」という。）との協議のうえ、
施設並びに職員及び園児の安全確保を前提とした対応とする。

体制整備

時 期：休園措置後～3日まで

対 応：① こども課から公立園1～2名/園程度の職員及び子育て支援センターの職員の支援要請を行う。

※各園からの支援職員については、各園の園児の利用状況を踏まえたなかで調整をする。

② 希望保育を実施するため施設の安全確認を行う。なお、実施園は当該園とする。

③ 希望保育の限定、開始時期、時間帯を検討する。（希望保育は10%程度を想定）

④ 希望保育の給食及びおやつ等を検討する。

⑤ 保育料の免除措置について検討する。

希望保育の調査

時 期：希望保育を実施する2日前までに

対 応：①緊急メール等により、希望保育の調査を実施する。

②園児・職員のフォローアップ調査（健康確認）を継続する。

職員及び子どもの安全を確保したうえで、希望保育を実施する。

希望保育の実施（休園中の措置）

時 期：保健所等と協議のうえ、施設並びに職員及び園児の安全を確保し、職員体制が整った時

対 応：①感染防止対策を講じたうえで、保育を実施する。